

市民後見人の養成と活用

20191105

弁護士 土肥尚子

市民後見人の現状

- * 市民後見人とは、弁護士，司法書士，社会福祉士，税理士，行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち，本人と親族関係（6親等内の血族，配偶者，3親等内の姻族）及び交友関係がなく，社会貢献のため，地方自治体等が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上，他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう（家庭局作成の「成年後見関係事件の概況」による定義）
- * 平成30年の成年後見関係事件の概況によれば、件数合計36,298件のうち、市民後見人320件 1%弱。

市民後見人の意義

- * 本人と同じ地域に住む市民として、本人と同じ目線で本人を支える。
- * 頻回な訪問、丁寧な面談など、きめ細かく、丁寧な身上保護事務が期待されている⇒基本計画の理念(身上保護事務の重視)に沿った後見事務遂行。
- * 地域に成年後見制度を含む地域福祉の理解を広げることともなり、地域福祉の実現にも資する。

現状の課題

- * 市民後見人の育成・活用については、既に、市町村の義務として定められている（例えば老人福祉法32条の2 1項）。
- * しかし、現状としては、養成や活用が進んでいるとは言えない。
- * 今後については、
 - ① 養成 研修等の実施
 - ② 選任（事案の検討とマッチング）
 - ③ 選任後の支援体制三段階を見据えた体制整備、支援が重要

養成について

- * 市民後見人は、後見人としての職務と責任を負う者であり、権利擁護に対する深い理解、高い倫理感を持ち、社会的にも信頼される存在であることが必要である。
- * そうした良質な市民後見人を養成するには、責任ある公的な中核機関のもとに行われる必要がある。
- * 現在の課題（基本計画の内容や意思決定支援の理念）についても、理解が必要。

選任

- * 事案の見極め 一般的には、身上保護事務が中心、高額あるいは複雑な財産管理が不要、専門性が必要とされない事案が想定されている。
- * 現状では、後見類型で、施設入所の方、首長申立などが要件となっているところもあるが、そうした要件についても、再度、検討を要する。
- * 市民後見人が活躍できる事案を見極めると共に、養成した市民後見人とのマッチングについても検討が必要

選任後の支援体制

* 選任後に、本人の課題の把握、距離感、チーム体制、家庭裁判所に対する報告など、様々な課題についての支援は不可欠。

⇒ 養成、選任、選任後の支援を
見据えた体制整備が重要

法人後見について

- * 社協による法人後見については、市民後見の事案とのすみわけについても検討を要する。

法人後見は、セーフティーネットとして、個人では受任が困難なケースが想定される。

また、法人後見から、市民後見へのリレーも想定される。

「社会福祉法人による地域における公益的な取組としての法人後見の実施」については、後見人の包括的な代理権行使との、利益相反の問題の解決が前提となる。